

大阪港スポーツアイランド施設条例の一部を改正する条例案

大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中舞洲野球場の項を削る。

第3条中第1項を次のように改める。

舞洲運動広場の休業日は、第19条の規定により舞洲運動広場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が1月につき1日を超えない範囲内であらかじめ市長の承認を得て定める日とする。

第3条第2項中「第19条の規定により代行施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に、「又は代行施設」を「又は舞洲運動広場」に改め、同条第3項中「第1項第1号若しくは第2号ア又は前項」を「前2項」に改める。

第4条中第1項を次のように改める。

舞洲運動広場の供用時間は、午前7時から午後7時まで（4月から10月までにあつては、午前7時から午後9時まで）とする。

第4条第2項中「代行施設」を「舞洲運動広場」に、「第1項第1号若しくは第2号ア又は前項」を「前2項」に改める。

第5条から第7条までの規定、第8条、第9条及び第12条中「代行施設」を「舞洲運動広場」に改める。

第19条中「次に掲げる施設」を「舞洲運動広場」に改め、同条の表を削る。

第20条第1号、第21条及び第23条から第25条までの規定中「代行施設」を「舞洲運動広場」に改める。

別表第1中舞洲野球場の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の期間に係る舞洲野球場の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

舞洲野球場を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪港スポーツアイランド施設条例 (抄)

(設 置)

第1条 大阪港スポーツアイランド(大阪市此花区北港緑地1丁目及び2丁目の区域をいう。)にスポーツ及びレクリエーション施設(以下「スポーツアイランド施設」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略
<u>舞洲野球場</u>	<u>大阪市此花区北港緑地2丁目</u>
省	略

(休業日)

第3条 第19条の表に掲げるスポーツアイランド施設(以下「代行施設」という。)の休業日は、舞洲運動広場

次のとおり

第19条の規定により舞洲運動広場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が1月に  
とする。

つき1日を超えない範囲内であらかじめ市長の承認を得て定める日

(1) 舞洲運動広場 第19条の規定により舞洲運動広場の管理を行うものが1月につき1日を超えない範囲内であらかじめ市長の承認を得て定める日

(2) 舞洲野球場

ア 第19条の規定により舞洲野球場の管理を行うものが1週間につき1日を超えない範囲内であらかじめ市長の承認を得て定める日

イ 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第19条の規定により代行施設の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、その設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は代行施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、舞洲運動広場

同項の規定による休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 市長は、第1項第1号若しくは第2号ア又は前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認前2項

を行った内容を公告するものとする。

4 省 略

(供用時間)

第4条 代行施設 の供用時間は、次のとおり  
舞洲運動広場 午前7時から午後7時まで（4月から10月までにあつては、  
とする。

午前7時から午後9時まで）

(1) 舞洲運動広場 午前7時から午後7時まで（4月から10月までにあつては、午前7時から  
午後9時まで）

(2) 舞洲野球場 午前9時から午後5時まで（4月から10月までにあつては、午前9時から午  
後9時まで）

2 前条第2項及び第3項の規定は、代行施設 の供用時間について準用する。この場合にお  
舞洲運動広場

いて、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「休業日を変更し、又は臨時の  
休業日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「第1項第1号若しく  
前2項

は第2号ア又は前項」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第2項」  
と読み替えるものとする。

3 省 略

(使用の許可)

第5条 代行施設（駐車場を除く。次条及び第7条において同じ。）を使用しようとする者は、  
舞洲運動広場

指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行施設 の使用を許可して  
舞洲運動広場

はならない。

(1) - (5) 省 略

2 代行施設 の使用は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由  
舞洲運動広場

があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行施設 の使用の許可を取  
舞洲運動広場

り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行施設 からの退場を命ずることがで  
舞洲運動広場

きる。

(1) - (3) 省 略

(入場の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設 への入場を  
舞洲運動広場

断り、又は代行施設 から退場させることができる。  
舞洲運動広場

(1) - (5) 省 略

(特別の設備)

第9条 代行施設 に競技会、展示会その他これらに類する催しのため工作物その他の物件又  
舞洲運動広場

は施設を設けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第12条 市長は、指定管理者に代行施設 及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料  
舞洲運動広場

金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 代行施設 及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わな  
舞洲運動広場

なければならない。

3 利用料金の額は、別表第1に掲げる金額（代行施設 の附属設備については、市規則で定  
舞洲運動広場

める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長に承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 次に掲げる利用料金の額は、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める。

(1) 代行施設 を使用して行う競技大会に係る準備のための使用その他特殊な使用で別表第  
舞洲運動広場

1の基準により難いと認めるときの利用料金

(2) 使用時間を超過して代行施設 を使用したときの利用料金  
舞洲運動広場

5 - 7 省 略

(管理の代行)

第19条 次に掲げる施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」とい  
舞洲運動広場

う。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

舞洲運動広場

## 舞洲野球場

(指定申請の公告)

第20条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 代行施設 の名称及び所在地  
舞洲運動広場

(2) - (5) 省 略

(指定申請)

第21条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、代行施設  
舞洲運動

の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を  
広場

市長に提出しなければならない。

(指定管理予定者の選定)

第23条 市長は、第21条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 省 略

(2) 第2条の目的に照らし代行施設 の効用を最大限に発揮するとともに、代行施設 の  
舞洲運動広場 舞洲運動広場

管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 代行施設 の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有す  
舞洲運動広場

ること

(4) 前3号に掲げるもののほか、代行施設 の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと  
舞洲運動広場

(指定管理者の指定等の公告)

第24条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は代行施設 の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。  
舞洲運動広場

(業務の範囲)

第25条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 代行施設 の使用の許可に関すること  
舞洲運動広場

(2) 省 略

(3) その他代行施設 の管理に関すること  
舞洲運動広場

別表第 1 (第12条関係)

区 別		利 用 料 金		
		単 位	金 額	
省 略	省 略	省 略	省 略	
<u>舞洲野球場</u>	<u>野球場</u>	<u>入場料の類を徴収しない場合</u>	<u>1回(2時間以内)</u>	<u>14,400円</u>
		<u>入場料の類を徴収する場合</u>	<u>1回(2時間以内)</u>	<u>43,200円</u>
	<u>駐車場</u>	<u>1台1日1回</u>	<u>1,200円</u>	